

# 叙勲・褒章

## 受章おめでとうございます

令和元年秋の叙勲等で、石岡市からは次の方々が永年の功績により、晴れの栄誉に輝きました。

### 秋の叙勲



旭日小綬章  
川又 猛氏  
(元茨城司法書士会長)



旭日小綬章  
久保田 健一郎氏  
(元石岡市長)



瑞宝双光章  
小吹 庄一郎氏  
(元海自下総航空  
基地隊副長)



瑞宝双光章  
瀧田 好氏  
(元国土地理院測  
図部管理課長)



瑞宝单光章  
川島 容子氏  
(元筑波大病院部医  
事課栄養管理室長)

### 危険業務従事者叙勲



瑞宝双光章  
平野 実氏  
(元3等空佐)



瑞宝单光章  
小見 博氏  
(元県警部)



瑞宝双光章  
小松 哲男氏  
(元つくば市立菅  
間小校長)

### 高齢者叙勲

**旭日章**：国家または公共に対し功労のあった方で、顕著な功績を挙げた方  
**瑞宝章**：国家または公共に対し功労のあった方で、公務などに長年にわたり従事し成績を挙げた方

※令和元年12月末時点で授与された方をご紹介します。(順不同)

## 教育委員会教育長・委員、 公平委員会委員が決定

第4回市議会定例会で石岡市教育委員会教育長に児島裕治氏を、教育委員会委員に真家隆史氏を任命する人事案件の同意を得て、それぞれ任命しました。

任期は、令和元年12月20日から児島氏が1年

間(残任期間)、真家氏が4年間です。

また同議会において、石岡市及び事務組合公平委員会委員(公平委員会委員)に磯山祐一氏を選任する人事案件の同意を得て、任命しました。

任期は令和元年12月20日から4年間です。



教育委員会教育長  
児島 裕治氏



教育委員会委員  
真家 隆史氏



公平委員会委員  
磯山 祐一氏(再任)

問1石岡市役所本庁舎 問2八郷総合支所 Tel 43-1111（代表）

※料金の記載のないものは無料。

# 確定申告・住民税申告相談 石岡会場が市役所本庁舎に変わります

問1税務課（市民税担当）Tel 23-5584

※申告期間中の電話による申告相談は行っておりません

## 申告期間と相談時間

2月17日(月)～3月16日(月)の平日

※2月24日(祝)のみ休日相談実施

午前の部：午前8時45分～正午

午後の部：午後1時～5時15分

受付時間（石岡・八郷会場共通）

午前8時～午後4時

※午前の部は80人程度で締切ります（早めに締切る

場合もあります）。午前中に午後の部の受付も可。

## 申告会場

①石岡市役所本庁舎1階メロディアスホール

②八郷総合支所1階103会議室

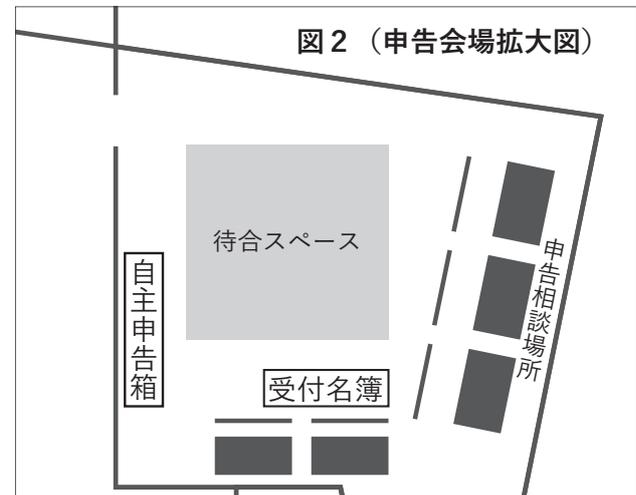
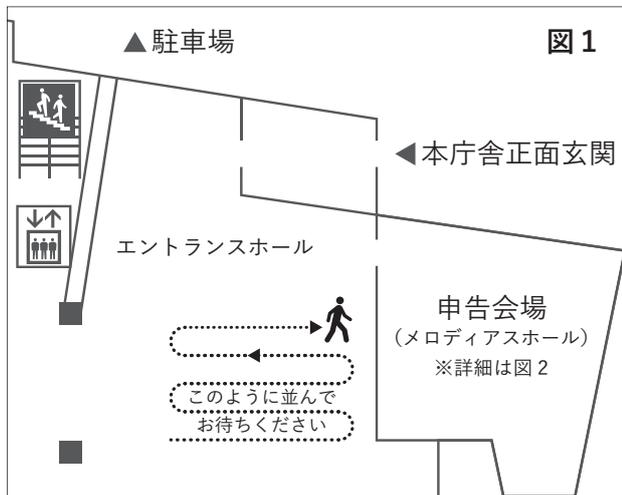
## 石岡会場で申告相談を受けるにあたって

①開庁～午前8時までは、図1のように申告会場前に並んでお待ちください。

②午前8時以降（①の並びが解消された際）は、申告会場（図2）の受付名簿に氏名等を記入し、待合スペースでお待ちください。職員が申告書類の確認をしますので、申告する書類は事前にまとめてお持ちください。

※自主申告の人は、図2の自主申告箱に投函後、名簿に氏名等を記入してください。

※受付名簿の番号が申告相談の順番ですが、申告内容によっては順番が前後します。



## 【土浦税務署から重要なお知らせ】

### 消費税の申告をする人へ

消費税の確定申告書を作成するには、令和元年10月1日以降の売上げや仕入れ等を税率（軽減税率8%・標準税率10%）ごとに区分して記帳するなどの経理（区分経理）を行った帳簿が必要です。

また、令和元年分から、消費税確定申告書を作成するには、区分経理を行った帳簿に基づき「課税取引金額計算表」の作成が必要です。

なお、消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿や受け取った請求書などの書類を保存する必要があります。

**医療費控除を申告する人へ**  
医療費通知を医療費控除で利用することができます。

平成29年分の確定申告から、医療費控除を受ける際、医療費通知の明細書の代わりに、医療費通知の原本を添付することで、申告をすることができるようになりました。

医療費通知は健康保険の保険者（加入している健康保険を運営している団体）から送付されます。

なお、利用できる医療費通知は次の項目が「すべて」記載してあるもののみとなります。ご注意ください。

- ・被保険者（またはその被扶養者）の氏名
- ・療養を受けた年月
- ・療養を受けた人の氏名
- ・療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称
- ・被保険者または被扶養者が支払った医療費の額
- ・保険者の名称

※医療費通知に記載されていない療養分の医療費控除をする場合には、医療費控除の明細書の記入および添付、また5年間の領収書保存が必要となります。

詳しくは土浦税務署までお問い合わせください。

問土浦税務署  
Tel 029・822・1100